

第3回社会保障審議会 少子化対策特別部会 保育第二専門委員会	参考資料2
平成21年10月5日	

「多様な保育関連給付メニューについて」 に対する全保協の考え方

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会

議論への前提として

1. 多様な保育関連給付メニューは、すべての子どもの育ちを保障するためのものであって、子どもの最善の利益のもとに、子どもの発達とウエルビーイングに対する社会的責任としての質の高いサービスを供給するものであると位置づけるべきである。
2. そのために、すべての子どもに対して利用を可能とすることが必要である。
3. その適用範囲と運用は、多様な保育・子育て支援サービスとして、子どもの育ちの過程にそって継続的に提供をはかれるようにするべきである。
4. 第1次報告にあるように、その構築は「質の確保された量の確保」を前提に、多様性と実効性をはかるものでなければならない。
5. そのためには、多様な保育・子育て支援サービス形態のあり方、質と内容について、子どもの発達を踏まえて適切な利用が確保できるように、抜本的な制度改革をはかるべきである。
6. 国は、日本の未来を担うすべての子どもたちを育むという理念のもと、財源を確保して、次世代育成策の実現を図るべきである。
7. 多様な保育関連給付メニューの拡大および多様な事業主体の参入をはかる際には、最低基準の確保にもとづくものとする。また、認可外保育所においては、「認可」へ移行するためのインセンティブが働く支援策の仕組みとするべきである。
8. 需要が供給を上回る地域の供給方策を検討する場合にあっても、不可欠な条件として最低基準を確保しなければならないことを前提とする。

多様なニーズへの対応①

<p>公的保育サービス</p>	<p>① 「公的保育サービス」の対象範囲について子どもの最善の利益のもとに供給体が組織されなければならない。そのための量的拡大にあたっては、質の確保および財源確保が前提条件であることの確認が必要。</p> <p>② 「公的保育サービス」の対象範囲に基準を下回る施設も入れることは、保育の質を結果的に引き下げることにつながるため、容認できない。</p> <p>③ 「基準を下回る施設利用者についての公平性の確保」については、基準を下回る施設の利用者および子どもたちの存在にこそ、権利擁護が必要である。質の低い保育を公が認め、推進していくことがあってはならない。むしろ最低基準を確保して認可を取得することを前提とするように質の確保と財源確保を図るべきである。</p>
<p>小規模サービスへのニーズ (1) 家庭的保育サービス</p>	<p>① 公的保育サービスの一つとして新制度へ位置づけることについては、認める。</p> <p>② ただし保育の質の観点から、本来的には資格要件については確保すべきである。</p> <p>③ また、密室性を回避するためにも、とくに3歳以上の子どもたちの集団保育のありようとしても、認可保育所との連携強化を図る必要がある。</p> <p>④ 認可保育所と家庭的保育事業の保育士との連携に加えて、市町村の関与および市町村の責任による質の確保が必要不可欠。</p> <p>⑤ 家庭的保育事業の保育士が複数集まった形で実施する小規模サービスモデルの仕組みについては、認可外保育施設を推進することにつながり、基準の低下を招く恐れがあり、容認することはできない。</p>

多様なニーズへの対応②

<p>小規模サービスへのニーズ (2)小規模保育サービス</p>	<p>①「小規模保育サービス」の定義が必要である。 最低基準の条件のもとに20人未満の定員でも柔軟に運営できる小規模保育園を認めるべきである。とくに認可外保育施設利用者の5割が20人以下の施設を利用している実態を考えると、小規模であっても最低基準のもとに保育の質を確保するための条件が必要不可欠である。</p> <p>②分園の賃料補助については、安心こども基金で平成23年までの限定であるが、その後の制度化をはかるべきである。待機児童の多い都市部等では分園で小規模保育サービスを増やすことが有効である。賃料の補助のあり方、本園との分離・近隣にない形態についても整理が必要。</p> <p>③複数の保育所の連携による「分園型」保育と「本園」との連携のあり方については実現性は薄い。社会福祉法人等が小規模保育園を拡充していくインセンティブが働くような仕組みが考えられないか検討すべき。</p>
<p>小規模サービス類型の基準</p>	<p>①小規模サービスの条件・環境整備は最低基準に準拠する。 →小規模であっても最低基準は確保すべきである。</p> <p>②定員刻みを5人とするような分析・検証を提案する。 →基本的な保育所の保育単位(発達年齢にそった少人数化)を保育実践の課題から具体的に改善することが必要である。 →とくに、0～2歳の個別対応、3歳以上集団の縮小化、また家庭的保育事業との整理も必要。</p> <p>③本園等、支援体制、指導支援員などの確保 →家庭的保育事業は、保育所との連携を義務づけしないと密室化の懸念がある。小規模保育サービスの場合は、支援体制が必要不可欠。</p> <p>④小規模サービスでも事業が成り立つ仕組みと運営費が必要。</p>

多様なニーズへの対応③

<p>多様な働き方 (1) 短時間勤務等</p>	<p>①保育ニーズの多様性は、保育の必要性の判断や保育上限量の具体的設計と密接に関連するもので、十分な検討が必要である。</p> <p>②量的拡大の受け皿や短時間勤務などの多様なニーズの受け皿を「認定こども園」としていくことについては課題がある。</p> <p>→現行では、認可保育所は多様なニーズの受け皿となっている。しかし、その運営体制や運営費等は事業を行うのに十分なものとなっていない。</p> <p>→「認定こども園」については、質の検証をはかるべきである。</p> <p>③子どもと保護者の多様なニーズに応えるには、むしろ財源をきちんと担保し短時間利用者や一時預かり事業利用者のための質の確保された量の整備を行うことが必要である。また、あわせてすべてのニーズを認可保育所で受けとめられるものではなく、ワークライフバランス等の推進などとともに、包括的な推進を図らなければならない。</p>
<p>多様な働き方 (2) 早朝・夜間帯保育の基準等</p>	<p>①早朝・夜間帯保育は昼間の保育よりも、より個別的なケアを必要とするため、手厚い人員配置、環境整備を具体化することが必要である。</p> <p>②早朝・夜間保育が実施できる条件整備の具体化が必要である。</p> <p>→人員配置基準の改善とともに、早朝・夜間保育の時間帯などの検討が必要である（基本の保育時間をどのように設定するかと関係する）</p>

多様なニーズへの対応④

<p>職場との近さ・広域需要 (1) 事業所内保育施設 (2) その他広域需要への対応</p>	<p>① 福利厚生としてはじまった事業所内保育施設を公的保育サービスの一つとして位置づけることについては、子どもの保育を柱として環境整備等が前提として必要である。最低基準に準拠して整備を推進することなどが必要である。</p> <p>② 子どもは地域の中で育つ、ということを考えると、住所地市町村以外の保育サービスの利用は特例とすべきである。</p>
<p>人口減少地域等</p>	<p>① 児童人口減少地域においても、すべての子どもが必要な保育サービスを受けることを可能とするために、小規模サービス類型が必要である。</p> <p>② とくに「へき地保育所」は、現在、過疎地域における保育需要への役割を果たしているにも関わらず、認可外保育所として整理をされ、財政支援が一定水準にとどまっている。過疎等で子どもが少ない地域にあつては、むしろ子どもの育みに厳しい状況と子ども集団の保障の観点から、財政支援をはかる必要がある。</p> <p>③ 幼稚園がない地域における保育所の役割は重要で、多機能とすることでより多様な子育てニーズへの対応が可能になる。 必ずしも「認定こども園」にする必要はない。</p> <p>④ 多機能型サービスの定義・条件を検討することが必要である。</p>

多様なニーズへの対応⑤

計画的整備を行う仕組み	<p>①計画的整備を実現するには、地域内のニーズを把握したうえで、市町村単位で後期行動計画を実行性をもって具体化することが必要である。</p> <p>②市町村にニーズが量的に少ない保育サービスであっても、必要としている子どもが地域にいる以上、「例外ない保育保障」の一環として整備することの義務づけが必要である。</p> <p>→認可保育所を市町村域に整備し、拠点化と多機能化することを義務づけることで、多様なニーズに応える必要がある。</p> <p>③早朝・夜間保育、病児保育・病後児保育、休日保育等、多様な保育サービスを整備していくためには、利用者数が少なくても、事業として成り立つための仕組みと運営費確保が必要である。</p> <p>④市町村がニーズに応じ、質の確保された量の拡充を現実的に図るためには、市町村の財源不足への対応が必要である。運営費の地方公共団体負担分についても、財政負担軽減が必要である。</p>
需要がまとまらない地域の実施方法	<p>①需要がまとまらない地域にあっては、市町村の責任において、たとえば拠点となる保育所を定め、そこで提供できるような仕組みの検討が必要である。</p> <p>→認可保育所を市町村域に整備し、拠点化することを義務づけること。</p>

多様なニーズへの対応⑥

延長保育利用者が少ない
場合の最適な保育の提供

①延長保育のあり方については総合的に見直しが必要。

●延長保育時間帯にあっても児童福祉施設最低基準を遵守できる人員配置を可能とするための運営費の設定と確保が必要である。

→人件費の単価を積算上、8時間を基本とした場合、開所時間中にローテーションを組んで適切な職員配置ができるよう、開所時間に合わせた運営費の改善が必要である。

●とくに最近では延長保育利用者に乳児が増えてきているが、現行では延長保育時間は保育士を配置基準にもとづく配置ができる仕組みになっていない。

→延長保育において、最低基準を遵守した保育を可能とするために開所時間中の保育士の配置の改善が必要である。

→延長時間における子ども一人ひとりの状態にそって個別に対応できる重層的な職員配置とすること。

②土曜日保育の考え方についても整理が必要である。